

# 栃木県における被虐待児対策のシステム化

(分担研究：被虐待児の地域システムに関する研究)

研究協力者 下泉秀夫<sup>1)</sup>

共同研究者 小野崎千鶴子<sup>2)</sup>、宮本信也<sup>3)</sup>、桃井真里子<sup>4)</sup>、柳澤正義<sup>5)</sup>

**要約：**栃木県では、小児科医が中心となり、県、児童相談所、保健所が連携しながら被虐待児対策が進められてきた。実態調査では、平成5年1年間に93例の事例の報告があり、児童相談所の報告は30%に過ぎないことが明らかとなった。また援助は、福祉事務所、民生委員・児童委員などが行う事例が多く、援助の質の向上のために「子どもの虐待防止ハンドブック」を作成した。更に、保健所、児童相談所がそれぞれ中心となった事例検討会が行われ、事例に対して関係機関が連携し援助を行っていくことが可能になってきた。

**見出し語：**小児虐待、被虐待児対策、地域システム、実態調査

**研究目的** 栃木県では、小児科医が中心となり被虐待児対策が進められてきたが、平成6年より県の子育て環境整備の方針の一つとして助成が得られるようになり、児童福祉機関、母子保健機関等も参加し、栃木県小児虐待防止ネットワークが結成された。

本研究では、栃木県での被虐待児対策の経過をまとめ、現在の問題点を明らかにした。

## 1. 栃木県における被虐待児対策の経過

・平成4年：栃木県小児保健会が県内の総合病院小児科を対象に被虐待児症候群の調査を行い、過去17年間に44例（身体的虐待27例、愛情遮断・養育拒否20例、性的虐待2例（虐待内容の重複あり）、死亡7例）の報告を得た。

・平成5年：栃木県小児虐待防止ネットワーク準

備会発足（県内の大学病院、総合病院小児科の責任者、小児保健会代表、保健所所長会代表等が参加。）

・平成6年：栃木県小児虐待防止ネットワーク発足（上記に加え、3児童相談所所長、福祉事務所所長会代表、県弁護士会代表、養護施設会代表が幹事となり、オブザーバーとして県の担当課が参加。表1）、栃木県よりの委託事業として栃木県小児虐待防止ネットワークへの助成が開始された。

・平成6年以後、栃木県小児虐待防止ネットワーク主催の講演会（年1回）、研修会（年数回）が行われるようになった。保健所・保健センター主催の児童虐待事例検討会が行われるようになった。

・平成6年：栃木県小児虐待実態調査実施

・平成7年：子どもの虐待防止ハンドブック作成（15,000部作成し、関係機関、学校、幼稚園、保

1) 栃木県身体障害医療福祉センター  
(Department of Pediatrics,  
Tochigi Rehabilitation Center)

2) 栃木県大田原保健所  
(Ootawara Health Center)

5) 東京大学医学部小児科  
(Department of Pediatrics, Tokyo University Faculty of Medicine)

3) 筑波大学心身障害系  
(Institute of Special Education, University of Tsukuba)

4) 自治医科大学小児科  
(Department of Pediatrics, Jichi Medical School)

育所、病院等へ配布した。)

・平成8年：県が主体となり児童虐待防止対策事業が行われた。児童虐待防止ケースマネージメント事業（3児童相談所主催）、児童虐待防止研修事業（県内8カ所で地域研修会が行われた）。

表1 栃木県小児虐待防止ネットワーク幹事会

機関	参加者	人数
医療機関	大学病院小児科教授	3
	総合病院小児科責任者	6
	重症心身障害児施設責任者	2
	肢体不自由児施設小児科医	1
	教育系大学助教授	1
保健機関	保健所所長会代表	1
福祉機関	児童相談所所長	3
	福祉事務所所長会代表	1
	養護施設代表	1
法律機関	県弁護士会代表	1

## 2. 栃木県における被虐待児の現状

### 1) 栃木県小児虐待実態調査

対象及び方法 県内の児童福祉、小児医療、母子保健等の947カ所の施設を対象として、平成5年1年間に各施設が経験した被虐待児の事例をアンケート用紙を郵送し調査した。

### 結果

#### (1) 被虐待児の頻度・内容

50施設から93事例が報告された。報告の多かった0歳から4歳まででは栃木県の小児人口1,000人当たり0.39人に相当した。

虐待内容は、身体的虐待が48.8%、養育の怠慢

・拒否が39.8%、心理的虐待が7.5%、性的虐待が4.3%であった（図1）。

#### (2) 報告機関・発見機関

報告機関は、児童相談所が全体の25.2%（実数の30.1%）であった（表2）。

被虐待児の発見機関は保育所(18%)、市町村保健婦(17%)、病院(16%)、福祉事務所(13%)、学校(10%)、保健所(6%)…の順であった。

#### (3) 主たる虐待者・虐待の要因

主たる虐待者は実母が46.1%、実父が28.1%であり、半数の家庭は経済状態に問題を持っていた。

虐待と関連した生活状況では、「夫婦の不和・不安定」（全事例の33%）、経済不安(30%)、親族からの孤立(29%)、劣悪な生活環境(26%)…の順であった。

虐待者側の要因は、「虐待者の性格の問題」（56%）、「知的障害」（21%）、「偏った育児信念」（21%）、「家事能力が低い」（16%）、「生育歴の問題」（15%）、「体罰の肯定」（13%）…の順であった。

子どもの側の要因は、「行動情緒の問題」（27%）、「なつかない」（20%）、「知的障害」（12%）…の順であった。

34.6%の子どもが親との分離体験を持っており、分離体験の有る子どもは身体的虐待を受けやすい傾向があった。

#### (4) 援助機関

被虐待児の援助機関は、児童相談所(54%)、福祉事務所(51%)がそれぞれ、全事例の半数の援助機関となっていた。民生委員・児童委員も3分の1の事例の援助機関となっていた。虐待事例の発

見機関と援助機関の関係を見ると、保育所が発見機関の場合、自らが援助機関とはなるが他の機関と連携をとることは少なく、市町村保健婦が発見機関の場合は自らが援助機関になるとともに福祉事務所、民生委員・児童委員と連携をとり援助を行うことが多く、病院が発見機関の場合は児童相談所や保健所・市町村の保健婦と連携をとることが多かった（表3）。

#### (5)被虐待児の転帰

被虐待児の転帰は在宅が50.5%、施設入所が28.0%であり、死亡例が1例報告された。

#### 2) 保健所主催児童虐待事例検討会

県内のいくつかの保健所では、保健所・保健福祉サービス調整推進会議などを利用して事例検討会を開催し、地域の関係機関の連携のもとに被虐待児の援助活動を行なった。

（栃木県大田原保健所のまとめより）

・事例1：6カ月女児、母親による身体的虐待。

（殿部～背部熱傷）、管内の病院小児科より保健所へ連絡があり。病院、保健所、市保健センター、児童相談所が連携して援助が行われた。保健所の乳幼児2次健診には1度のみを受診だったが、保健所は5回の事例検討会を主催しながら、主に関係機関の連絡調整の役割を果たした。市保健センターの保健婦が家庭訪問を続けたが、1年後に突然死の結果となった（司法解剖あり）。

・事例2：12歳女児、父親による身体的虐待、性的虐待。家族内の精神障害者へ保健所が支援していた家庭で母親より連絡があり。保健所が中心となり事例検討会、連絡調整、訪問（本児宅、学校）、母への電話相談を行った。保健所、児童相談所、中学校、栃木県小児虐待防止ネットワーク、

子どもの虐待防止センター（東京）が連携。母親の同意による養護施設入所となった。

・事例3：3歳男児、母親による養育拒否。

障害児のため市保健婦が出生時よりフォローしていたが、保健所へ援助依頼あり。市保健婦、保健所、病院、児童相談所、養護施設が連携した。保健所は関係機関との連絡調整、事例検討会、家庭訪問・来所面接（父母）・電話相談により援助を行った。両親の希望により養護施設入所となる。

・事例4：11歳姉、父親による性的虐待、母親による養育放棄。7カ月弟、母親による養育放棄。管内の小児科開業医より保健所へ連絡があり、主治医の病院、小児科開業医、保健所、学校、町保健婦、児童相談所、養護施設が連携して援助を行った。保健所は、関係機関からの情報を集め、情報を集約して事例化する役割を担った。姉は養護施設、弟は乳児院入所となった。

#### 3) 児童相談所主催児童虐待事例検討会議

平成8年度に、3児童相談所にて計9回（11事例）について、医師（小児科医、精神科医、内科医）、施設職員（養護施設、虚弱児施設）、弁護士、警察、民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉事務所職員（ケースワーカー、家庭相談員）、保健所保健婦、市町村保健婦、児童相談所職員の参加により、児童虐待事例検討会議が開催された（表4）。

#### 考察

栃木県では、小児科医が被虐待児症候群の問題に早くから関心を持ち、実態調査等を通して小児科医の内部で意志が統一され、その動きに行政が速やかに反応した。小児科医の中で意志が容易に

統一されたことは、県内の各種学会においてそれまでに種々の活動を協力して行ってきたことが大きい。また行政が速やかに反応した理由は、少子化の傾向に加え、栃木県は母子保健の各種統計が全国的にみて非常に悪いことが公表され、少子化、子育て環境の整備に危機感を抱いていたためである。

栃木県小児虐待実態調査では、児童相談所の報告数が実数の30%であり、児童相談所の調査だけでは、実態を反映しないことが確認された。また、従来の調査では対象としていなかった、保育所、幼稚園を初めて調査対象に加えたことで、保育所が被虐待児の発見場所として重要であることが明らかにされた。

また、栃木県では、従来、発見機関、援助機関として大阪府で報告されているように保健所は大きな役割を占めてなく、児童相談所に加えて、福祉事務所、民生委員・児童委員が援助活動を行っている事例が多かった。しかし、栃木県小児虐待防止ネットワークの発足後、母子保健機関における被虐待児対策が活発化し、大田原保健所のように地域の関係機関と連携をとりながら、援助の中心なる保健所が出てきた。

それらの動きにより児童相談所も被虐待児対策に積極的に取り組むようになり、県内3児童相談所の子どもの虐待に関する調査票によると、児童虐待の件数が平成4～6年度が32、34、35件であったのに、平成7年度は73件と前年の2倍以上になり、特に従来、養護相談として虐待に含めていなかった事例を保護の怠慢・拒否に含めるようになり33件と急増した(表5)。

表5 児童相談所子どもの虐待調査

年度	身体的	怠慢・拒否	心理的	性的	合計
4	16	14	0	2	32
5	22	10	1	1	34
6	25	6	3	1	35
7	32	33	3	5	73

また、平成8年度は県の積極的な指導により各種事業を行った。児童虐待事例検討会議は、各分野の専門家が集合し事例に対して検討することで、児童相談所は従来よりも多面的な事例への援助方法が可能になった。また、実態調査で示されているように、栃木県では、福祉事務所、民生委員・児童委員が援助機関として多くの事例に関係していたが、専門性の点で従来より問題が多く指摘されていた。それに対して、事例検討会議のメンバーに加えること、地域研修会を行うことにより、援助の質の向上をはかった(表6)。

虐待事例の早期発見がなされ、早期援助が行われるようになり、また、積極的な一時保護、施設入所が行われるようになり、新たにいくつかの問題点が明らかになってきた(表7)。問題点に対して、来年度は、援助者としての民生委員・児童委員、主任児童委員、その他福祉機関、教育機関の職員の意識調査(平成8年度実施済み)、警察との連携の現状と関連職種の意識調査を実施し、虐待ハイリスク児を含めた具体的な援助体系を検討する予定である。

来年度は、栃木県では、家庭養育支援事業として、児童虐待をはじめとした児童問題の専門家チームを常設し地域へ派遣するシステムを作ること、保健所・福祉事務所が統合され健康福祉センター

となるが、その中に児童行政担当を置き、虐待を含めた子どもの問題解決のための地域におけるネットワークの形成を図ることなどが計画されている。

表6 栃木県における被虐待児対策の効果

1. 行政（県）の継続的かつ発展的な取り組み（児童相談所機能の強化、ネットワークへの援助、実態調査の実施、マニュアルの作成、児童虐待防止対策事業の実施等）
2. 虐待事例に対しての早期援助、早期の一時保護・施設入所
3. 保健所による被虐待児事例検討会議、児童相談所のケースマネジメント会議の積極的な開催
4. 様々な機会を通じて関係機関の顔の見える援助関係の形成
5. 乳幼児健診等でのハイリスク児の発見
6. 事例発見者の関係機関への積極的な通報
7. マスコミ（新聞・ラジオ）の関心の高まり

## 結語

栃木県では、医療機関から出発した被虐待児対策のネットワークが、母子保健機関、児童福祉機関へと広がるに連れて、各機関での被虐待児の早期発見、早期対応が可能になり、被虐待児及びその家族に対し、地域の多機関の連携による援助が可能となってきた。

表7 栃木県における被虐待児対策の問題点

1. 事例の援助に当たって、関係機関により、担当者により被虐待児問題に対する関心、理解に差が大きく、十分な連携がとれないことがある。
2. 被虐待児が病院に入院した際に、虐待者である親による強制退院を拒むためにはどのような方法が可能か。被虐待児が退院後に他の病院を受診したときの病院間の連絡システムはどうするか。
3. 身体的虐待を受けた被虐待児が病院を受診した時に、虐待者から援助者が危害を受ける危険のある時に、警察の協力はどのようにすれば得られるか。
4. 学校における被虐待児の現状把握、被虐待児への援助がなされていない。
5. 入所施設における被虐待児に対する心理的援助をどのように行っていくか。

本研究は、栃木県小児虐待防止ネットワークの幹事の先生方、栃木県小児虐待実態調査報告書研究協力者の先生方、栃木県児童家庭課、児童相談所、大田原保健所健康指導課等、多くの方々の協力により行われた。

## 文献

- 1 加藤一昭、他：県内に於ける被虐待児症候群、小児保健栃木、12-15、1993.
- 2 栃木県小児虐待防止ネットワーク：栃木県小児虐待実態調査報告書、1995.
- 3 大田原保健所健康指導課：小児虐待・支援事例のまとめ（平成6年度・平成7年度）、1997.

図1 被虐待児（年齢別・虐待内容別）

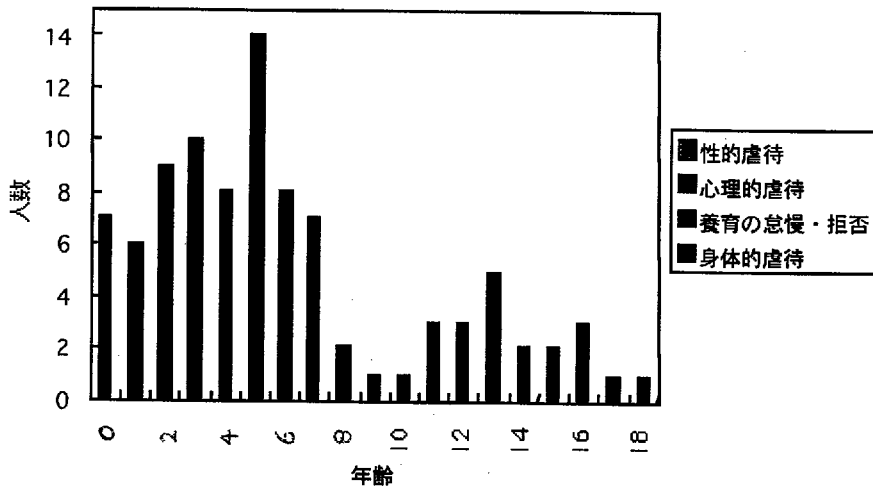


表2 報告機関別報告数

報告機関	身体的虐待	怠慢・拒否	心理的虐待	性的虐待	総計
児童相談所	15	11	0	2	28
市町村保健婦	4	12	2	1	19
福祉事務所	11	6	2	0	19
保育所	11	4	0	1	16
保健所保健婦	9	4	3	0	16
病院	8	2	1	0	11
診療所	0	1	0	0	1
婦人相談所	1	0	0	0	1

表3 発見機関と援助機関の関係

発見/援助機関	なし	児童相談所	福祉事務所	民生委員	市町村	学校	病院	保育所	保健所	警察	婦人相談所	法務局	家庭裁判所	幼稚園	実父の勤務先	精神保健センター	乳児院
保健所		3	2	1	2	1	2	2	5	1	3						
市町村保健婦		3	12	11	13	5	2	2	4					1	1		1
児童相談所		4	2	1		2					1						
福祉事務所		11	9	5	3	5	2	1	2	1				1			
病院	1	10	4	1	6	1	14	1	7	1		1		1			1
警察		1	1			1				2							
保育所	1	4	2	2	4		2	12						1			
民生児童委員			1	1		1											
児童福祉施設		1															
学校		8	9	6		9				1							
祖父母・親戚								1				2		2			
隣人		1															
法務局		1	1	1		1						1					
未記入			1					1									
総計	2	47	44	28	28	26	22	20	18	6	4	4	3	3	1	1	1

表4 児童相談所児童虐待事例検討会議

事例	通告者	虐待内容	方針
11歳女児	主任児童委員	継母による身体的虐待により本児がアパートの大家宅に逃げ込む。	養護施設への一時保護の継続
4歳女児	総合病院 脳外科医師	実母、祖父母による身体的虐待。頭蓋内出血のため緊急入院。児は生後すぐより最近まで施設に入所していた。	親の同意による虚弱児施設入所
13歳女児	実母（教育委員会へ相談）	継父による幼児期からの身体的虐待、性的虐待。	母子が父親より逃れる
4歳女児	保健所保健婦	障害児である本児に対して実母が養育拒否。	養護施設入所
8歳男児	学校	養父による身体的虐待、母親による放任。0～1歳、5～7歳施設入所していたが、家庭からの引き取り要求が強く在宅となっていた。	一時保護、施設入所。
1歳女児	総合病院 小児科医師	実母による身体的虐待。殿部から背部にかけての熱傷。	在宅援助（家族の援助に対する拒否が強い）
15歳女児	保健所保健婦	実父による身体的、性的虐待。	養護施設入所
5歳女児	総合病院 小児科医師	実母による身体的虐待。硬膜下血腫により2回の入院。	母親への児童相談所の援助の継続（在宅援助）
5歳女児	大学病院 小児科医師	実母による乳児期よりくり返す身体的虐待のため、重度障害児となり肢体不自由児施設入所中。	肢体不自由児施設入所継続。家族への援助も継続していく。
10歳男児	担任教師、母親	実父（アルコール依存症）による本児、母親への身体的虐待。母親は軽度の知的障害あり。	本児の一時保護、または母子寮入所。
9歳男児	警察	実父が酒を飲み本児に繰り返す身体的虐待を加えるため、本児が隣人宅へ逃げ込む。隣人より警察へ連絡。	虚弱児施設入所



## 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:栃木県では、小児科医が中心となり、県、児童相談所、保健所が連携しなから被虐待児対策が進められてきた。実態調査では、平成5年1年間に93例の事例の報告があり、児童相談所の報告は30%に過ぎないことが明らかとなった。また援助は、福祉事務所、民生委員・児童委員などが行う事例が多く、援助の質の向上のために「子どもの虐待防止ハンドブック」を作成した。更に、保健所、児童相談所がそれぞれ中心となった事例検討会が行われ、事例に対して関係機関が連携し援助を行っていくことが可能になってきた。